機密性2

【任意継続】

・申請内容に**<u>不備等が無かった場合の目安</u>**となります。

・申請内容に不備等がある場合は、申請書をお返しいたします。

・再提出いただいた場合は、再提出受付日から更に下記日数を要します。ご了承ください。

申請書の種類		受付からお届け（到着）までの目安	お届けするもの	お届け先
資格取得申出書	資格喪失証明あり	1週間～10日※1、※2	資格情報のお知らせ、納付書 ご加入者のしおり　など ※3	被保険者のご自宅
	資格喪失証明なし	日本年金機構にて資格喪失処理が完了後、1週間～10日 ※1、※2		
被扶養者（異動）届		1週間～10日※1	資格情報のお知らせ	
資格喪失申出書	再就職等の場合	1週間～10日	資格喪失通知書 還付請求書（該当する時に限る）	
	申出による場合	申出書受付月の月末頃	資格喪失通知書	
【以下の理由により資格喪失する場合】				
期間満了（2年）	お手続き不要	資格喪失予定日（資格取得日から2年後の日）まで※ ※資格喪失予定日の6営業日前の日に発送	資格喪失（または取消）通知書	被保険者のご自宅
保険料未納		納付期限から約10日後		

※1　4月や連休明けなど申請が集中する時期については、2週間程度かかる場合がありますのでご了承ください。

※2　被扶養者認定のための収入確認について、市区町村への情報照会結果収入確認ができない場合は、申請書をお返しいたします。

※3　健康保険証は発行されません。資格確認書が必要な場合は、「資格確認書交付申請書」のご提出をお願いいたします。